



違反広告物のない 美しいまちに

現在上田市では、上田駅温泉口の開発、中心市街地の松尾町・海野町通りの整備、都市環状道路の一部として供用開始した上田坂城バイパス・国道143号築地バイパス・上田丸子線築地下之郷バイパス整備など都市基盤整備を進めています。

しかし反面、昨年の3月ごろから電柱、街路灯、信号柱などへの違反広告物が急増し、特に上田駅前や中央通り、新たに供用開始したバイパスの信号機付近が目立ち、景観がいちじるしく損なわれています。

このような状況を受け、市では定期的に関係諸団体と連携しパトロールを行っています。また、県の条例により屋外広告物の許可地域・禁止地域が定められていますが、今後、皆さんのご意見をお聞きしながら規制地域の拡大を図り（本号2ページ参照）、沿道の景観保護に努めていきます。

もし、違反広告物や貼っている現場を見た場合は、状況や車のナンバー等を市景観建築課（TEL②35430）か上田警察署生活安全課（TEL②20110）へご連絡ください。

美しいまちの景観を守るのは私たちです。より美しいまちづくりを進めるためにも、皆さんのご協力をお願いします。



～市民の声～ 片山照孝さん

（東築地）

上田には信州の鎌倉と呼ばれる場所もあるし、伝統的な文化も残っているので、違反広告物の無いきれいなまちになってほしいです。

バイパスなどの看板を規制することも、今のうちにやっておかないと、看板が増えてしまってからでは難しくなってしまうと思います。

きれいなまちづくりとなると、趣旨には賛成でも、現実問題自分の商売のことなどを考えてしまうことが多いのですが、良いことだと思う人が多いのなら、みんなで障害をひとつずつ取り除いて、実現に向かっていくべきではないでしょうか。

■違反屋外広告物撤去枚数の推移

平成 11年度	はり紙	305枚
立看板	117枚	
平成 12年度	はり紙	1689枚
	立看板	302枚



▲違反はり紙を撤去

PUBLIC RELATIONS ▼ UEDA

うんだ

平成13年

[2001]

No.1314

3.1

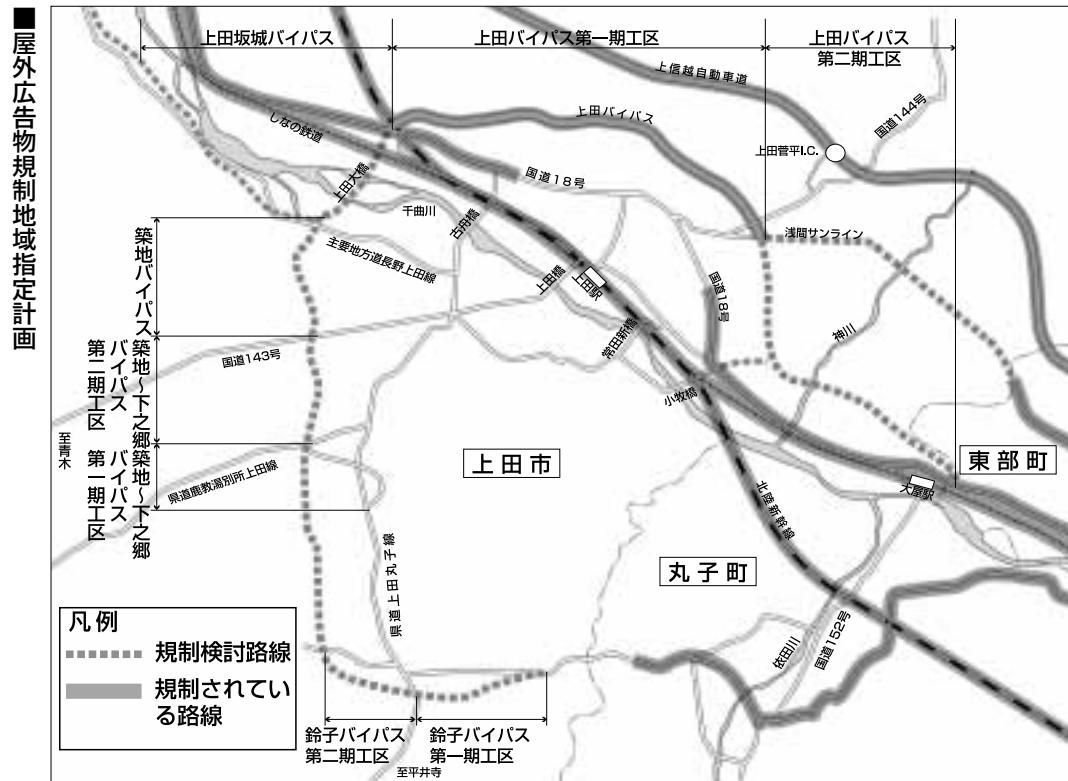
- 上田市役所（TEL②4100）
(FAX②4100)
- 市政提言電話（TEL②2539）
- 市政提言FAX（FAX②5111）
- 市政提言電子メール
mayor@cityUEDA.nagano.jp
- インターネット上田市のホームページ
URL <http://www.cityUEDA.nagano.jp/>
(広報ほか市政情報掲載)



■データ（2月1日現在）	
人口	122,725人(+37)
男	60,323人(+35)
女	62,402人(+2)
世帯	45,066(+37)
外国人登録者数	4,378人(+138)
男	2,277人(+67)
女	2,101人(+71)

※()内は、前月に対する増減数値

屋外広告物規制地域の延長を検討しています



※地図の中では、禁止地域・許可地域を分けて表示していません。

長野県屋外広告物条例は、看板類の乱立を防ぎ、美しい県土の景観を守るために制定されており、上田市も事務の一環を委託されています。

この条例では、区間を区切って路線を規制しており、屋外広告物禁止地域と許可地域を定めています。これは、道路からの美しい見晴らし景観を守るために制度で、市内では、国道18号上田バイパス沿線の蛇沢大橋から秋和地区にかけての区間や、新幹線沿線・高速道路沿線などが禁止地域に、国道18号沿いの通称産業道路などが許可地域に指定されています。

なお、このうち新幹線沿線と高速道路沿線は、平成6年の開通に伴って見直しが行われ、新たに禁止地域に指定されたものです。

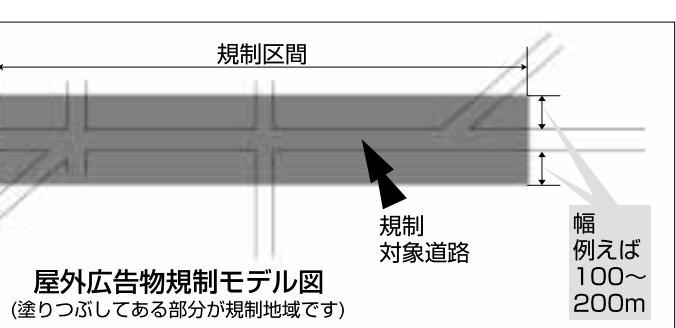
市では、太郎山や独鉢山などの見える美しい沿線景観を守るために、現在進んでいる幹線道路の整備に伴い、浅間サンライン・上田バイパス第二期工区・上田坂城バイパス・築地バイパス・築地下之郷バイパス・鈴子バイパスなどを、新たに屋外広告物の規制地域に指定していくことをについて検討しています。

長野県屋外広告物条例は、看板類の乱立を防ぎ、美しい県土の景観を守るために制定されており、上田市も事務の一環を委託されています。

この条例では、区間を区切って路線を規制しており、屋外広告物禁止地域と許可地域を定めています。これは、道路からの美しい見晴らし景観を守るために制度で、市内では、国道18号上田バイパス沿線の蛇沢大橋から秋和地区にかけての区間や、新幹線沿線・高速道路沿線などが禁止地域に、国道18号沿いの通称産業道路などが許可地域に指定されています。

なお、このうち新幹線沿線と高速道路沿線は、平成6年の開通に伴って見直しが行われ、新たに禁止地域に指定されたものです。

市では、太郎山や独鉢山などの見える美しい沿線景観を守るために、現在進んでいる幹線道路の整備に伴い、浅間サンライン・上田バイパス第二期工区・上田坂城バイパス・築地バイパス・築地下之郷バイパス・鈴子バイパスなどを、新たに屋外広告物の規制地域に指定していくことをについて検討しています。



■ 屋外広告物許可地域とは

特定の道路の沿線地域などについて、一定の幅・区間（上の、規制モデル図参照）を定めて、規制モデル図の設置が原則として禁ずられる地域のことです。

ただし、自己の営業内容などをかかることへの支障の有無など、皆さんのご意見をお寄せください。

詳しくは、景観建築課（☎ 5430）へお問い合わせください。

特定の道路の沿線地域などを、営業所敷地内に表示する広告物等で、表示面積10m²以下のものは、設置できます（いわゆる貸し看板の設置はできません）。

■連絡先 (□意見は、手紙かFAXまたは電子メールでお願いします)
手紙あて先…〒386-8601上田市大手1-11-16
FAX番号…⑥0255
電子メールアドレス…keikankenchiku@city.ueda.nagano.jp

■屋外広告物禁止地域とは

特定の道路の沿線地域などについて、一定の幅・区間（上の、規制モデル図参照）を定めて、規制モデル図の設置が原則として禁ずられる地域のことです。

これには、許可基準が定められており、基準に適合しない広告物は設置できません。

ただし、自己の営業内容等を、営業所敷地内に表示する広告物等で、表示面積15m²以下のものは許可はりません。

ただし、自己の営業内容などをかかることへの支障の有無など、皆さんのご意見をお寄せください。

詳しくは、景観建築課（☎ 5430）へお問い合わせください。

特定の道路の沿線地域などを、営業所敷地内に表示する広告物等で、表示面積10m²以下のものは、設置できます（いわゆる貸し看板の設置はできません）。



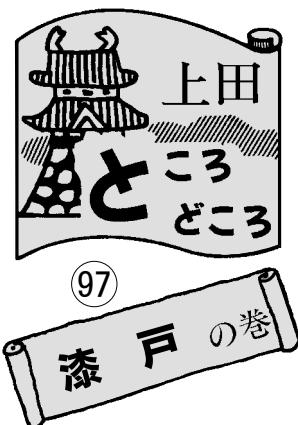
養蚕で栄えた村

漆戸は神川左岸の段丘上の集落で、水利に恵まれ古代から水田がひらかれた土地です。はじめは上田藩領でしたが寛文9年（1669年）、仙石政俊が隠居するに際して弟の政勝に漆戸と矢沢・下郷・赤坂・岩清水・小井田・森・林之郷（約半分）の8か村（2千石）を分割相続させました。これが旗本仙石氏による矢沢領支配のはじまりで、明治維新までつづきました。

天保9年には家数16軒、人口104人となり、それから44年後の明治15年には戸数27、人口124人に増えています。

そのころになると米31石、清酒60石を隣村の商人へ販売するまでに生産が上がり、女性たちの手による生糸15貫も商人へ売るなど養蚕も盛んでした。いまも集落のところどころに養蚕造りの農家が見られ、養蚕で栄えた村の面影をとどめています。蚕室の屋根の上に煙突のような気抜き装置が残っている家もありました。

その装置を、山本鼎（画家・農民美術



等の提唱者）はムソウと呼び、「屋上にムソウが黒くひよいひよいと出て居る事、広い明るい壁面が、木地の線で面白く画られて居る」農家に注目し、ヨーロッパの建築家が見たらその美しさを称賛するだろうと言っています（「建築」明治43年）。

漆戸公民館近くに神科台地を一望できる場所があり、そこのお堂には子育観音が安置され、横の空地には五輪塔、庚申塔、地蔵尊などが並んでいます。むかしは集落の別の所にそれぞれ祀られていたのをここへ集めたと思われますが、その一つ一つに漆戸の歴史と人びとの暮らしが偲ばれました。

子育観音堂の前には小さな地蔵堂があつて、蓮の台に鎮座する石の地蔵尊が祭られています。お地蔵さんが赤や白の新しい胸当てを幾枚もつけているのを見て、この地にも地蔵信仰は絶えることなくつづいていることを実感しました。



男女が対等なパートナーとして個性と能力が発揮できる社会を



～上田市男女共同参画行動計画策定委員会
が計画案の検討結果を市長へ報告～

上田市では、平成3年に女性も男性もともに認め合う社会をめざして「上田市女性行動計画」を、平成8年に男女共同参画社会の実現をめざす「うえだ女性プランⅡ」（第二次女性行動計画）を策定し、男女共同参画社会へ向けた取り組みを進めてきました。

今年度「うえだ女性プランⅡ」が計画期間の最終年度を迎えるため、その成果や課題、少子高齢化の進行といった社会情勢の変化、男女共同参画社会基本法の理念や法に基づく国・県の計画策定の状況を踏まえ、新たな計画（上田市男女共同参画計画）づくりを進めています。

市民の意見や意向の把握

計画策定にあたり、市民の皆さん 의견や意向をじゅうぶんに反映したものでなければならぬという考え方から、社会慣習に関する意識調査（5ページ参照）や各種団体からの意見聴取、体系素案に対する意見の募集を行いました。

これらの意見や意向を踏まえ、市では、計画案をつくり、市民の皆さんで構成された策定委員会（右下の表参照）で検討を重ねてきました。

策定委員会の開催

委員会では、計11回にわたる計画案の検討が行われました。委員の皆さんのが、意識啓発・社会参画・健康福祉の3つの部会に分かれ素案の検討を行い、さらに、それをもとに作られた計画案に委員全体で再度検討を加えました。

委員の皆さんからは、

④相談体制の充実

①性別役割分担意識の解消
家庭や地域、教育における男女共同参画の意識を確立するための啓発や学習活動を県委嘱委員や男女共同参画推進協力員など市民と連携しながら進めてほしい。

②政策・方針決定の場への女性の参画促進
積極的改善措置（ポジティブ・アクション）として、市が設置する各種審議会等委員への女性の占める割合（登用率）の数値目標を設定してほしい。

※積極的改善措置：男女が、あらゆる分野に参画するときに、男女間の格差を改善するために、男女のどちらか一方に対しして積極的に機会を提供すること。

③仕事と家庭が両立できる環境づくり
男女がともに働き続けていかれるよう子育て支援や介護支援を充実するとともに、両立を可能にする多様な働き方への理解と普及に向けた取り組みを進めてほしい。

ご尽力いただいた 策定委員の皆さん

（五十音順・敬称略。◎は委員長、○は副委員長）

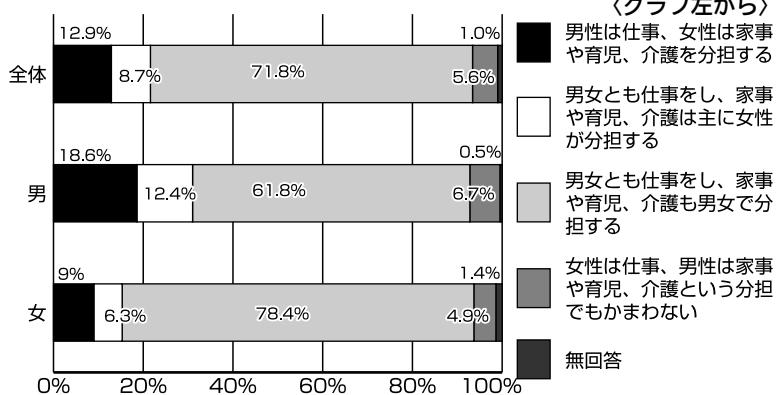
浅井 常子	土屋 陽一
小澤かつ子	◎ 中沢 優子
○ 黒澤 茂子	原 史子
斎藤 一仁	古田 瞳美
佐藤 英男	○ 山口 忠久
杉山 洋子	山崎斗志江
関本美津子	横林 保次
高橋 和子	

私たちの意識は今…

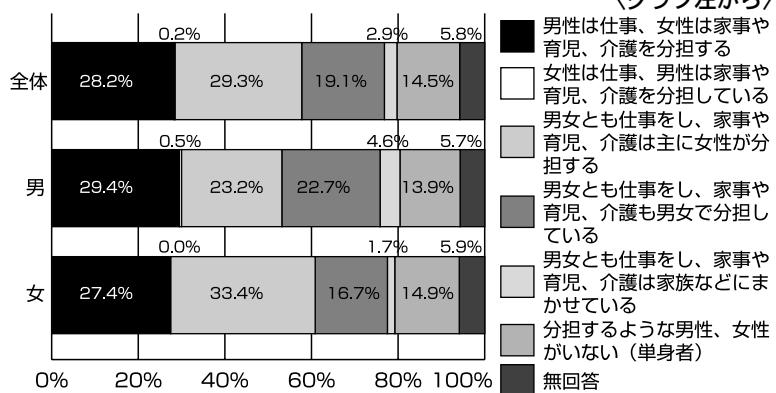
(平成11年度「社会慣習に関する意識調査」より)

▷調査対象 市内在住の20歳以上70歳未満の男女1000人 ▷抽出方法 無作為抽出 ▷回収率 48.2%

●男女の役割分担は、本来どうあるべきか

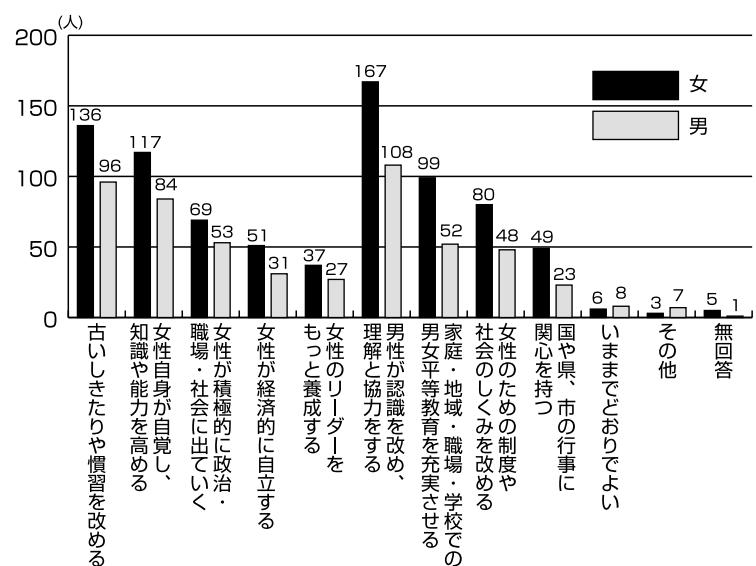


●実際、お宅での役割分担はどうか

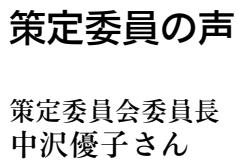


男女とも仕事をし、家事や子育て、介護も男女で分担することが望ましいと全体の約7割の人が考えていますが、実際家庭で実践できているのは約2割程度の人にとどまっています。

●「男女共同参画社会」の実現のために必要なこと（複数回答）



男女とも、①男性が認識を改め、理解と協力をする、②古いしきたりや慣習を改める、③女性自身が自覚し、知識や能力を高める、を挙げています。



策定委員の声

策定委員会委員長
中沢優子さん

昨年6月から検討に入り、ようやく報告書がまとまり、提出いたしました。

前回までと大きく異なるのは、第一次、第二次計画は、いずれも「女性行動計画」で、女性自身が行動を見直すための計画でした。

しかし、一昨年「男女共同参画社会基本法」の施行により、男女共同参画社会の形成には、男女がともに仕事、教育、地域、家庭などあらゆる分野に参画していくことが重要であるという認識から、今回は「男女共同参画計画」としました。つまり、女性も男性も、ともに行動を見直し、考えていく計画なのです。

策定委員15名は、市民の皆さんのご意見やご提言、これまでの計画の成果を踏まえ、活発なやり取りを重ねました。熱心な議論により、会議の予定時間を大幅に過ぎてしまうこともしばしばでした。報告書には、熱心に検討を重ねてきた委員全員の計画への思いがぎっしりと詰められたと思います。

人権の尊重を礎に、新しい計画のもと、男女が対等なパートナーとして、個性と能力がじゅうぶんに發揮され、活躍できる社会が到来することを切に願っています。

ドメスティック・バイオレンス（夫や恋人からの暴力）やセクシーシュアル・ハラスメント（職場などにおける性的いやがらせ）などに対応する、女性のための相談体制を整備してほしい。
2月1日(木)には委員会の全日程が終了し、中沢優子委員長から検討結果が市長へ報告されました。
今後、この報告をもとに、4月からの実施に向け計画策定を進めていきます。
また、「広報うえだ」でも計画の概要をお知らせしていく予定です。



問い合わせ

男女共同参画課（☎235245）

中沢優子委員長から、検討結果が市長へ報告された

4月から 野焼きが禁止になります

廃棄物処理法の改正により、今年の4月1日からごみなどの廃棄物の野焼きが一部例外を除いて禁止となります。現在、市に寄せられる苦情相談の半分は焼却による煙や悪臭によるものです。健康で安全な生活、良好な環境を次世代の子どもたちに引き継いでいくことは私たちの責務です。リサイクルできるものは資源として活用し、最後に残ったごみはごみ集積所へ出すなどして、廃棄物の焼却はやめましょう！

どうなるのにお答えします！ Q & A

Q1 ドラム缶を使つた焼却は野焼きになりますか。

ドラム缶

ドラム缶

野焼きとは、野外で「焼却設備」を用いずに廃棄物を焼却することです。この場合の「焼却設備」とは、空気取り入れ口・煙突の先端以外に焼却設備内と外気が接することなく焼却できるもの（いわゆる焼却炉）です。ふたや煙突のないドラム缶やブロックで囲んだ焼却は野焼きになります。

A1 ドラム缶を使つた焼却は野焼きになりますか。

野焼きとは、野外で「焼却設備」を用いずに廃棄物を焼却することです。この場合の「焼却設備」とは、空気取り入れ口・煙突の先端以外に焼却設備内と外気が接することなく焼却できるもの（いわゆる焼却炉）です。ふたや煙突のないドラム缶やブロックで囲んだ焼却は野焼きになります。



ブロック積み

Q2 焼却炉で焼却する場合は、違反になるのですか。

野焼きとは、野外で「焼却設備」を用いずに廃棄物を焼却することです。この場合の「焼却設備」とは、空気取り入れ口・煙突の先端以外に焼却設備内と外気が接することなく焼却できるもの（いわゆる焼却炉）です。ふたや煙突のないドラム缶やブロックで囲んだ焼却は野焼きになります。

A2 認められていましたが、近所の迷惑になるのでできる限りやめましょう。なお、一定規模以上の焼却炉（1時間当たりの焼却能力が50kg以上または火床面積が0・5m²以上）は保健所への届け出が必要です。排出規制やダイオキシン類の排出濃度の測定が義務づけられていて、違反すると罰則が科せられます。

Q3 例外として認められる野外での焼却とは、どんなものをいうのですか。

次の場合は例外として野外での焼却が認められますが、極力自肅をお願いします。

A3 焚却が認められます。しかし、焼却が認められますが、極力自肅をお願いします。

①焼却炉での焼却（A1・2を参照）

②「どんど焼き」など、風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

③稻わらや伐採した枝など、農業や林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

④たき火など、日常生活の中で通常行われる軽微な廃棄物の焼却

Q4 プラスチック類の焼却は、どうなるのですか。

※「軽微な焼却」とは、煙の量や臭い等が近所の迷惑にならない程度の、少量の焼却のことを行います。

A4 ゴムやプラスチック類などを焼却することは、いつまでできます

Q5 庭木の枝を、集積所に出すときはどうしたらいいのですか。

庭木の枝などを集積所に出す場合は、50cm程度の長さに切り、30cmくらいの大きさに束ね、指定袋を貼りか巻きつけて小出しに出してください。

A5 庭木の枝などを集積所に出す場合は、50cm程度の長さに切り、30cmくらいの大きさに束ね、指定袋を貼りか巻きつけて小出しに出してください。

Q6 やむを得ず焼却をするときに気をつけることはどんなことですか。

焼却炉以外で焼却する場合は、事前に消防署へ連絡してください。また、草や枝木などはじゅうぶんに乾燥させ、風向き等に注意して近所に迷惑をかけないようにお願いします。

A6 やむを得ず焼却をするときに気をつけることはどんなことですか。

焼却炉以外で焼却する場合は、事前に消防署へ連絡してください。また、草や枝木などはじゅうぶんに乾燥させ、風向き等に注意して近所に迷惑をかけないようにお願いします。

Q7 違法な野焼きをしたときに、罰則はありますか。

違反者には、3年以下の懲役・300万円以下の罰金またはその両方の罰則が科せられます。

■問い合わせ

上田保健所環境衛生課（025-715-1）

生活環境課（026-512-0）

消防本部予防課（026-002-9）



プラスチック類の焼却

計量知識を身につけ 無駄のない消費生活を

皆さんが日常購入している商品の目方が、必ずしも表示のとおりではないことをご存知ですか。

正確な計量で値付けが行われていないと、消費者が損害を被ることになります。目方が不足しているということは、高い買い物をしていることと同じことです。私たち自らが正しい知識を身につけ、無駄のない消費生活を送りましょう。

市では例年、計量行政推進の一環として、主婦の皆さん12人を計量モニターに委嘱して、商品の表記量が実際の内容量と一致しているかを調査しています。

平成12年度後期調査結果は、下のグラフのとおりです（実施期間…平成12年11月1日～同30日）。

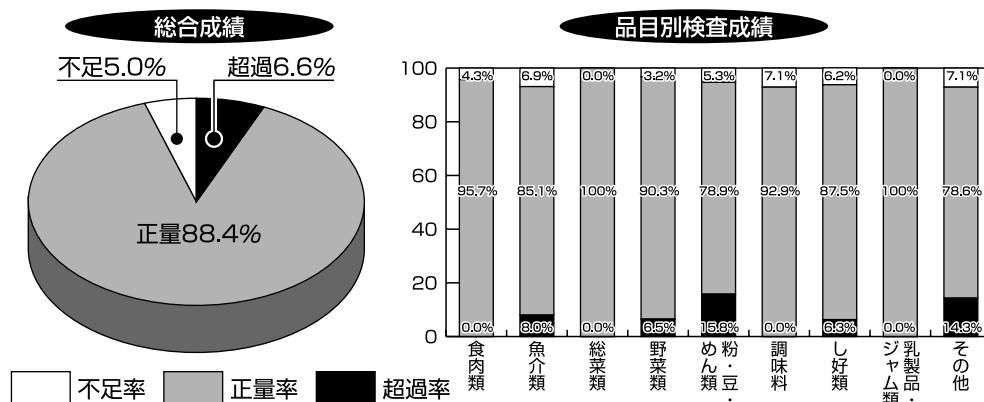
・全体では、過不足が生じている商品が約1割ありました。

- 品目別では、魚介類が不足率も超過率も高くなっています。また、粉・豆・めん類の超過率の高さが目立ちました。
- 総菜類と乳製品・ジャム類は表示どおりでした。
- 今回の特徴は、自然減量しやすい総菜類は好成績で、密封された形で販売されることが多く自然減量しにくい調味料の不足率が高かったことがあげられます。

■平成12年度後期計量モニター調査結果

判定基準

計量法の計量範囲の許容範囲の規定に基づいて判定。不足側については、2%（食肉類、調味料類等）・3%（魚介類、野菜類等）、超過側については、10%を超えるもの。



私は、今回計量モニターをさせていただきました。当然商品の目方は表示されているとおり間違いなく詰められているものと、別に気に止めることもありませんでした。しかし、

竹内千恵子さん
(神戸)
この2か月間いろいろと計量してみて、多少なりとも内容量の過不足があることが分かり、商品に対する認識を新たにしました。

例えば、魚の切り身、さしみ等で冷凍の段階でパック詰めされたものは、時間の経過で解凍が進み、パックの外へ水分が出ることによって目減りしてしまう感じでした。また、野菜に関しても日にちの経過による水分の蒸発があるため量不足が目立ちました。一方で工場から出荷される商品は、概して実際の正味量が商品の表示量より超過していました。

計量モニターを終えて、消費者一人ひとりが商品の量目が正しく計量されているかどうか、関心を持つことは大切なことと思いました。また、販売事業者のかたもたいへんだと思いますが、消費者の関心にこたえるため良心的な計量をお願いしたいと思います。



計量モニター活動に参加して

～計量モニターの声～

私は、今回計量モニターをさせていただきました。目方について、店舗や製造者、生産者が表示したものそのまま信じて買っていました。しかし、今回計量モニターとして実際に商品の正味量を量ってみると、商品の表記量にも誤差があることを知りました。

また、核家族化が進む中で、必要な量だけ欲しい分だけ買える「量り売り」が進むと家計も助かり、余った、腐らせる、捨てるということも少くなり、ごみ問題、環境問題の解消にもつながるのではないかと思いました。

今回の計量モニターは、良い勉強の機会となりました。今後もこの経験を生かし、商品の目方にも関心を寄せながら買い物をしたいと思います。

なお、平成13年度計量モニターを3月16日（金）まで募集しています。

詳しくは、広報うえだ2月16日号をご覧いただくか、商工課（☎25395）までお問い合わせください。

情報 INFORMATION ▼ UEDA

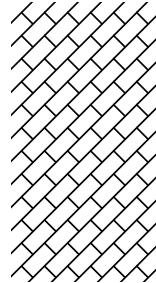
市役所代表電話

TEL22-4100
FAX25-4100



ふきのとう

催し



生涯学習市民大学 『生活と自然環境』公開講座へ

上野が丘公民館 (TEL24-0659)

▽とき 3月17日(土)午後1時

30分～3時30分 ▽ところ 上

野が丘公民館 ▽講師 NHK

解説主幹・斎藤宏保さん ▽演

題 21世紀のライフスタイルと

は ▽入場料 無料

海外派遣研修報告会に お出かけください

男女共同参画課 (TEL23-5245)

海外の取り組みから、私たち
の暮らしや生き方をいっしょに
考えてみませんか？

▽とき 3月24日(土)午後1時

30分～4時 ▽ところ 市民プラザ・ゆう

修報告（社）国際婦人教育振興会
主催海外研修参加者3名）
②

交流会 ▽託児（要予約）
16歳

2

シルバー人材センター 会員作品展へ

上田地域シルバー人材センター (TEL23-6002)

▽とき 3月6日(火)～同12日

(月)午前9時 (初日は午後1時)
～午後4時 (最終日は正午)

▽ところ 上田創造館 ▽種目

書、絵画、手芸、盆栽、工芸

品、その他 ▽入場料 無料

視覚・聴覚障害者対象 パソコン講座へ

上田地域身体障害者自立生活支援センター (TEL28-5522・FAX28-5520)

▽とき 3月16日(金)～同18日

(日)午後1時～4時 ▽ところ

(株)上田ケーブルビジョン ▽内

容 パソコンの基礎（インター

ネット含む） ▽対象 上小地

域在住の視覚・聴覚障害者 ▽

定員 先着10名 ▽参加費 無

障害者自立生活支援センターへ
(送迎について)お問い合わせ

を)

ろ 上田市文化センター ▽展

(木)午前10時～午後5時 ▽とこ

ろ 上田市文化センター ▽展

示作品 『カガカガ』 (斎藤隆

夫・絵、日野十成・文、福音館

書店) ▽内容 絵本原画作成までのさまざまな

資料や下絵などの展示

いざというときのために 応急手当での講習会の受講を

上田東北消防署 (TEL36-0119)

▽とき 3月24日(土)午後2時

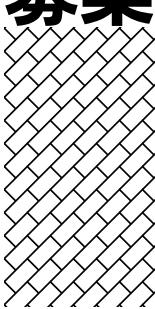
～5時 ▽ところ 上田東北消

防署2階会議室 ▽受講料 無

料 ▽申し込み 3月23日(金)ま

でに、印鑑をお持ちのうえ、最
寄りの消防署へ ▽その他 受
講後、修了証を発行します

募集



あなたも 審議会等の委員に

各担当課

▽応募資格 市内在住の20歳
以上のかた（学生は除く）で、

審議会名	審議会の主たる目的・任期	応募方法	担当課（電話）
上田市環境審議会	環境保全般に関し、市長の諮問に応じて、調査・審議をしていただきます。 任期は2年間で、年2回程度の会議を予定しています。	所定の申込書（生活環境課にあります）に「持続可能な社会」をテーマとしたレポート（1200字以内・書式自由）をつけ、生活環境課へ提出してください。	生活環境課 (TEL23-5120)
上田市立図書館協議会	図書館の運営に関し、館長の諮問に応じて図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べます。 任期は平成15年3月31日まで、年3回程度の会議を予定しています。	所定の申込書（図書館にあります）に「図書館について」をテーマとしたレポート（800字以内・書式自由）をつけ、図書館へ提出してください。	図書館 (TEL22-0880)
上田市スポーツ振興審議会	市のスポーツ振興計画の指針となる「基本計画」を策定するための調査・研究を行います。 任期は平成15年5月31日まで、年3回程度の会議を予定しています。	所定の申込書（体育課にあります）に「上田市のスポーツ振興について」をテーマとしたレポート（800字以内・書式自由）をつけ、体育課へ提出してください。	体育課 (TEL23-5105)

他の審議会などに公募で選任さ
れていないかた ▽募集人員
若干名 ▽応募締め切り 3月
30日(金) ▽その他 必要に応じ
て面接を行います

■公募する審議会等

「市民総合窓口」を開設します！

**3月26日(月)から4月6日(金)までの平日は夜7時まで
～土曜・日曜も開設(午前8時30分から午後5時15分まで)～**

転入や転出等の異動の際、市での手続きをはじめとして、電気、ガス等さまざまな手続きが必要となるため、これらの手続きが同一フロアで総合的に行える「市民総合窓口」を開設します。参加する公益企業、手続き内容および実施期間等は下表のとおりです。引っ越し等を予定されている市民の皆さん、企業の手続きと市の手続きが同一フロアで行えるこの機会を、ご利用ください。

3月から4月にかけ市民課の窓口がたいへん混み合いますので、土曜・日曜・祝日も、住民票、印鑑登録証明書等の発行が受けられる『自動交付

■市民課の窓口

課 所 名	手続き内容	持参するもの	実施場所	実施期間と時間
市民課	異動届・出生届・死亡届・婚姻届等の受理、印鑑登録、外国人登録、住民票・戸籍謄・抄本の交付等、国民健康保険証の交付	印鑑、預金通帳、国民健康保険証・介護保険被保険者証(加入している場合)、印鑑登録証等	市民課窓口	3月26日(月)から4月6日(金)まで [平日] 午前8時30分から午後7時まで [土曜・日曜] 午前8時30分から午後5時15分まで

■担当課による出張窓口

課 所 名	手続き内容	持参するもの	実施場所	実施期間と時間
国保年金課	国民年金に関する転入・転出の手続き	印鑑、年金手帳(基礎年金番号)	市民課窓口	3月26日(月)から4月6日(金)まで [平日] 午前8時30分から 午後7時まで [土曜・日曜]
児童保育課	児童手当の申請・消滅に関する手続き	印鑑		
学校教育課	学校の指定に関する手続き	印鑑		
税務課	所得証明・税額証明・資産証明・評価証明・公課証明	本人の確認ができるもの(印鑑、運転免許証など)	税務課窓口	午前8時30分から 午後7時まで [土曜・日曜]
水道局	水道の使用開始・閉栓に関する手続き、口座振替手続き、水道料金の徴収	銀行印、預金通帳		
高齢者介護課	介護保険受給者に関する転入・転出の手続き	介護保険受給資格証明書(転入のみ)		

■公益企業による対応(50音順・敬称略)

企業名	手続き内容	持参するもの	実施場所	実施期間と時間
上田ガス(株)	ガスの開栓・閉栓申し込み	特になし	市民ホール (市役所1階)	3月26日(月)から3月30日(金)まで [平日] 午前9時から午後4時まで
上田郵便局	転入届、転居届	印鑑		
NHK長野放送局	住所変更、衛星放送申し込み、口座振替手続き	領収証		
中部電力(株)	電気使用の開始・廃止申し込み	お客様番号のわかるもの(電気ご使用量のお知らせ等)		
日本電信電話(株)	電話の移転、復活、休止申し込み	特になし		

名45分▽とき定しています。体験後には、市长との懇談も予約されています。3月13日㈫までに体験を希望するかたは、3月14日㈫までに秘書課(面接)へお知らせください。3月15日㈫午後4時3月16日(金)午前8時

防部長、観光課長、公園緑地課長、市民生活部長、農政部長、児童保育課長

一日部課長募集

行政体験をしてみませんか?

市長と語る日
3月23日(金)午前9時
市長室
内。希望者はあらかじめ訪問時間と懇談の内容を秘書課(面接)へお知らせください。
4100内1112へお知らせください。
正午▽とき3月23日(金)午前9時

あなたのご意見をお聞かせください

市長と語る日

各ホール イベント案内

「ツーショットダイヤル」 料金の被害について

「まったく利用した覚えがないツーショットダイヤル料金を、はがきにより請求された」との被害がここ数日、続出しています。

詳しくは上田消費生活センター（**0262-8517**）までお問い合わせください。

農業のお手伝いさん大募集！ 青空の下、緑の大地で農業体験	
上田市農業支援センター（農林課内・ 0262-5122 ）	上田東地区農業活性化委員会（JA信州うえだ上田東地区センター内・ 0262-1001・0262-0938 ）
上田市農業支援センターでは、農家の皆さんを応援していただけています。主に神科、豊里、上田、神川、殿城地域のりんご・ぶどう等の果樹作業（受粉、摘果、巨峰の房切り、収穫等）や花作業（花苗の植付け、切花等）のお手伝いです。実施時期は4月から予定しています。	上田市農業支援センターでは、農家の皆さんを応援していただけています。主に神科、豊里、上田、神川、殿城地域のりんご・ぶどう等の果樹作業（受粉、摘果、巨峰の房切り、収穫等）や花作業（花苗の植付け、切花等）のお手伝いです。実施時期は4月から予定しています。
後1時30分からJA信州うえだなお、説明会を3月21日（水）午後1時30分からJA信州うえだ	後1時30分からJA信州うえだなお、説明会を3月21日（水）午後1時30分からJA信州うえだ

▽定員 ①中央公民館：先着50名
▽定員 ②受講料 無料（選択科目で要する経費は自己負担）

（主催者の都合により変更する場合があります）

上田市民会館

■二の丸1-2 **0262-0762**

月日	催し	開演時間	入場	問い合わせ
3/16（金）	加藤登紀子コンサート	18:30	有料	上田市民会館
3/25（日）	第36回上田民踊まつり	10:00	無料	上田市民踊連合会（ 0262-0741 ）
3/28（水）	上田染谷丘高等学校舞踊班自主公演	18:30	無料	上田染谷丘高等学校（ 0262-0435 ）

上田市文化会館

■材木町1-2-3 **0262-0760**

3/11（日）	鼎と槐多…そして上田	13:00	無料	山本鼎記念館（ 0262-2693 ）
3/20（火）	第28回長野県高等学校ギターマンドリン演奏会	10:30	無料	県高等学校文化連盟ギターマンドリン専門部（ 0262-0435 ）
3/24（土）	上田高等学校室内楽班 第4回定期演奏会	14:00	無料	上田高等学校（ 0262-3982 ）

科学の研究・発明に助成制度があります

商工課 **0262-5395**

川東農産物流通センターにて開催します。お気軽にどうぞ。

内で自然科学の研究に取り組む個人・団体（大学、研究所、試験場等を除く）の研究費を助成しています。

詳しくは、お問い合わせを。

▽申し込み 4月2日（月）～5月31日（木）

上田市ことぶき大学 平成13年度新入生募集

中央公民館 **0262-0760**

▽修業年限 4年 ▽学習日 程・内容 ①午前：一般教養の

学習（科学・歴史・文学・健康管理など） ②午後：選択学習（ダンス・民謡・書道・俳画・詩吟・手芸・カラオケ・ニュー・スポーツ） ③その他：年1回特別講演会

▽宿泊研修・著名人を招いての▽回数 每月1回

創造館 ▽対象 市内在住の60歳以上のなか（上田市高齢者学園と長野県老人大学在籍者は除く）

▽対象 ①平成13年度長野県シニアアーリーダー実践講座

▽対象 内在住者で、高齢者の社会参加

▽対象 おおむね50歳以上の県

▽対象 目で要する経費は自己負担）

▽定員 ①中央公民館：先着50名

▽定員 ②上田創造館：先着30名

▽申し込み 3月28日（水）午前9時から受け付けます。本人が直接中央公民館へ来館を開催します。

▽対象 市内在住のおおむね60歳以上のかた ▽ところ 高齢者福祉センター ▽回数 年間18日（月1～2回）。入学式・卒業式も含む） ▽申し込み 3月12日（月）～4月16日（月）に、高齢者福祉センター、社会福祉協議会、高齢者介護課、各支所、各公民館へ（先着順）

▽申し込み 3月16日（金）までに、①は上小地方事務所厚生課へ受講申込書を、②は高齢者介護課へ入学願書を提出してください

▽関係書類 いざれも、いずれも、上小地方事務所厚生課へ受講申込書を提出してください

若者の消費者トラブル 110番開設 生活環境課 **0262-5120**

社会経験の少ない20代の若者から上田消費生活センターに寄せられる消費者被害相談は、全体の約25%を占めています。

アボイントメント商法、講座・士商法、キャッシュセールスなど、さまざまな手口で若者がねらわれています。

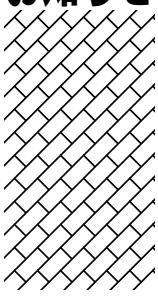
このような若者の消費者被害に対処するため、特別電話相談「若者の消費者トラブル110番」を開設します。

▽開設日 3月8日（木）～同9日（金）

▽相談電話番号 **0262-278517**、**0262-0998**

▽その他の開設日 3月8日（木）午前10時から正午まで、弁護士による特別相談を実施します

お知らせ



意欲のあるかた（ただし、長野県老人大学在学生は除く）
②平成13年度長野県老人大学入学資格 おおむね60歳以上の県内在住者で、学習意欲が旺盛であり、地域福祉のために積極的に活動できるかた



申告は3月15日まで

軽自動車・バイク等の廃車 名義変更手続きはお早めに

税務課税制係 (面235115)

- ▽所得税 上田税務署 (面221)
- 234 ▽市県民税 市民会館 (面2914)
- 申告会場 「申告期間中」 (面2914)
- 14)、税務課 (面235115)

4月1日現在の所有者に1年分が課税されます。4月2日以降に廃車や名義変更をしても税額や所有者は変わりません。県税の自動車税と異なり、廃車をしても月割で税金が返還になると、いうことはありませんので、その年度の税金は全額納めていた

だくことになります。
逆に、4月2日以降に新たに取得したときは、その年度は課税されません。

四輪・二輪の軽自動車、原動機付き自転車(バイク)、小型特殊自動車を廃車・譲渡したときは、3月31日(土)までに手続きをお願いします。

なお、3月下旬は窓口がないへん混雑しますので、お早めにどうぞ。

▽手続き ①原動機付き自転車・

所へ(廃車の場合はナンバー)レートと印鑑、名義変更の場合は譲渡証明書と印鑑が必要)②四輪・二輪の軽自動車(車検の対象となるもの) : 長野県家用自動車協会上小支部 (面231875)へ

しなの鉄道 3月22日から運賃改定

しなの鉄道 (面026-235-4702)

しぬの鐵道は、平成9年10月の開業以来、初めて運賃改定を行なうこととした。

これは、予想に反しお客様の減少傾向が続くなどから厳しい経営状況となつておあり、100円の収入をあげるのに130円を超える経費がかかっていて、運賃がコストに見合つたものと

▽改定日 3月22日(木) ▽運賃改定概要 ①初乗り運賃を1

40円から160円に②しなの鉄道内平均10%アップ ②しなの普通運賃 ①西上田・長野間: 現行520円↓改定570円②上田・長野間: 現行600円↓改定660円③大屋・長野間: 現行690円↓改定760円

なつていなことが要因となつてゐるためです。

今後も安全性の確保に万全を期すとともに、経費の削減によりいつそうの経営努力を行つてまいりますので、ご理解とご協力ををお願いします。

編集後記

●先日、久しぶりにスケートをした。本当はスキーに行くはずが、大雪のため急きよ予定変更。スキー場からリターンしてスケート場へ向かった。

スケートをするのは小学校以来。ちゃんと滑れるかどうか、とても心配だった。でも、実際滑ってみると勘は残っているものだ。ただ、問題が一つ…。止まり方が思い出せない。壁に追突しては止まり、1周しては休憩。30分ほど滑ったら、もうクタクタだった。さらに、その後しばらくの間、靴擦れとひどい筋肉痛に悩まされた。それでも、久しぶりのスケートはなかなか楽しかった。

次回までには止まり方を覚えなくちゃ。今年の冬は、スキーにスケートに…と、大忙しだ。(つかだ)

●表紙の取材で、違反広告物の現状を知った。昨年3月ごろから、夜中に違反広告物を貼つて回る悪いやからとのいたちっこが続いているらしい。

先日、家の近所を散歩してみた。あるある、特に信号機付近には、いかがわしい店の引き込みチラシなどがたくさん貼つてあって、確かに景観を損ねている。

そのとき“ふど”頭をよぎったことが。「そういうふとこは小学校への通学路では。我家の子どもたちの目にも入っているんだろうなあ。ちょっとまずいんでは…」。そんなことを考え、警察へ通報した。しかし反面、はがされることにわずかながらの寂しさが残るのはなぜでしょうか。(たけ)

保健ガイド

健康推進課(☎②8244)

■ポリオ予防接種（集団接種）[前期]

対象者	①	平成12年7月1日～平成12年12月31日生まれのお子さん
	②	平成12年6月30日以前の生まれで未接種のお子さん（ただし、7歳6か月末満）

▷投与方法 6週間以上の間隔をおいて2回飲みます

▷受付時間 午後1時30分～2時10分 ▷持ち物
母子健康手帳、予診票（赤ちゃん手帳の中に入っていますので体温以外は記入してお持ちください）

▷注意事項 ①体温は会場で測定し予診票に記入してください ②治療中または経過をみている病気がある場合には主治医に前もって相談し、診断書または意見書をもらってください（当日接種医が参考にして接種の可否を決めますので接種できない場合もあります）

③生ワクチン（風しん、おたふくかぜ等）接種後は4週間以上、不活化ワクチン（三種混合等）接種後は1週間以上経過してから受けてください ④駐車場が狭いので対象地区以外での接種はご遠慮ください

■テレホンガイドうえだ関連情報

（☎②8888コードNo.500）

■ポリオ予防接種日程表

会 場	1回目	2回目	対 象 地 区
塩田母子健康センター	4月10日 (火)	5月24日 (木)	中塩田・東塩田・西塩田・別所
川西社会福祉センター			川西
上野が丘公民館	4月12日 (木)	5月25日 (金)	神科（染屋、長島除く）
西部公民館			西部・塩尻
中央公民館	4月13日 (金)	5月29日 (火)	中央・北部
川辺町会館			川辺・泉田
城南公民館	4月17日 (火)	5月31日 (木)	城下
神川地区公民館			神川
中央公民館	4月18日 (水)	6月1日 (金)	東部・南部
上野が丘公民館			神科（染屋、長島）・豊殿

■40歳健診を実施します

新たに今年度40歳になる市民のかた（昭和36年4月1日～昭和37年3月31日生まれ）に、各自治会の保健補導員さんが個別に伺い、各種検診申込書（40歳健診用）を配布し、ご記入いただいた申込書を回収させていただきます。その際に、健康に関する小冊子をお配りしますので、ご覧ください。

職場などで検診を受ける機会のないかた、検診料は無料ですのでぜひお申し込みください。

なお、検診の対象者となるかたで、4月になってしま

保健補導員さんが伺わない場合は、健康推進課までお問い合わせください。

■対象となる検診（大腸検診はどちらかをお選びください。容器代のみ有料です）

▷集団検診…胃検診、乳房検診（女性のみ）、肺がん検診、大腸集団検診

▷医療機関での検診…基本健康診査と大腸検診、子宮がん検診（女性のみ）

■各種検診の申し込みはお済みですか

2月10日ごろにお手元に届いたはがき（平成13年度各種検診の申込書）で、検診の申し込みはお済みですか。各自治会への提出の締め切り日は、3月9日（金）です。提出日に間に合わなかったかたは、直接健康推進課（市役所南庁舎1階）か各支所まで提出してください。

なお、記入方法等については、広報うえだ（2月1日号）の「検診のご案内について」をご覧ください。

■お出かけください「母親学級講演会」へ

お産や育児に対する不安を和らげ、安心して赤ちゃんを生み育てていただくためのお手伝いとして、母親学級講演会を行います。

予約不要ですので、直接お出かけください。

▷とき 3月29日（木）午前10時30分～正午（受け付けは、午前10時～） ▷ところ 上田市保健センター（市役所南庁舎2階） ▷対象 妊娠中のかた ▷内容 講演「お母さんになる」 ▷講師 三浦秀輔さん（産婦人科医師） ▷参加料 無料 ▷持ち物 母子健康手帳、筆記用具

■学童保育をご利用ください

4月から小学校に入学するお子さんの、放課後の生活は心配ありませんか？

学童保育（放課後児童健全育成事業）は、昼間保護者が仕事などで家庭にいない小学校低学年の児童を対象に、専門の指導員が適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図ることを目的としています。

市では、次の学童保育の運営委員会に事業を委託しています。

入会を希望されるかたは、希望する学童保育へお問い合わせください。

■学童保育名簿

学童保育名	所在地	電話番号
太郎の家	中央北3-2-2	②6265
どんぐり	上野2005-2	②6809
トットの家	中之条519-4	②8686
バッタの家	上田原727-5	②0869
たんぽぽ	諏訪形1323-13	②9010